

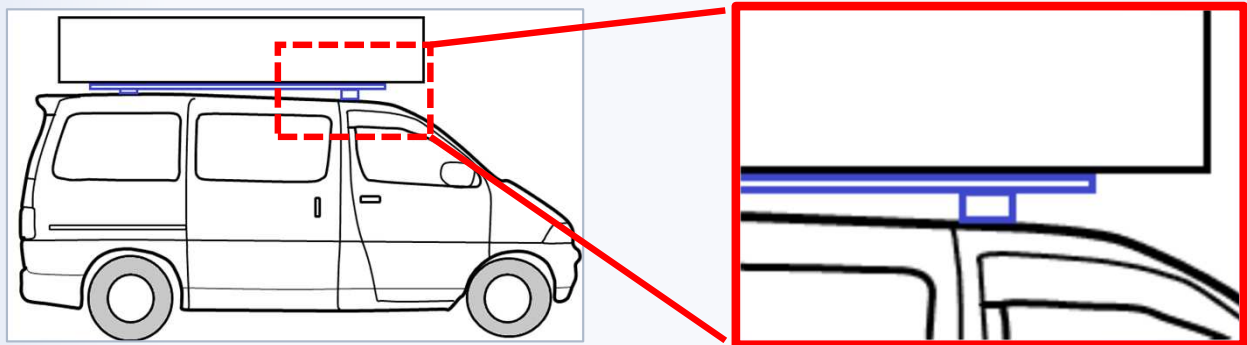
制限外積載・設備外積載の 審査要領について

過去には、警察署への車両の持ち込みにより、車両構造や積載状態の確認を行っていましたが、現在は「**車両持ち込みによる実査は行わず、
図面、写真その他の資料により確認する**」方法に変更しています。
(※本来積載する装置ではない箇所に選挙用看板等を積載して走行する場合や高さが3.8m(軽自動車は2.5m)を超える場合等には許可が必要ですが、許可対象に該当しない積載方法の場合は、申請や車両の持ち込みは不要となります。)

申請が必要な場合に必要な書類

- 許可申請書 (2部)
- 車検証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- 積載状態の車両写真 (前部、後部、側面) または三面図
- その他必要と認められる書類 [注1] [注2]

[注1] : 設備外積載に該当する可能性がある場合は、積載部分の詳細な写真が必要となります。
写真は下記の拡大図ように積載方法がわかるものをご用意ください。



[注2] : 運転者が複数の場合で申請者欄に連記できないときは、別紙に運転者の住所、氏名、免許の種類及び免許証番号を記載したものをご用意ください。

※注意点※

本審査は、公職選挙法の適否を判断するものではありません。
公職選挙法に関する疑義は選挙管理委員会に確認してください。

申請方法がわからない、申請する必要があるかどうかわからない場合等は、岡山県警察本部または管轄の警察署までお問合せください。